

田辺市産後ケア事業のご案内

～利用料の減免により、産後ケアが利用しやすくなりました～

授乳がうまく
いかない

体調が思わしくないけ
とサポートがなく不安

赤ちゃんのお世話の
仕方がわからない

体重が増えてる
か心配

なんで泣いてい
るかわからない

産後ケア事業

田辺市では、退院後のお母さんと赤ちゃんを対象に、心身のケアや育児のサポートを行い、安心して育児ができるよう、市が委託する医療機関・助産所で、「産後ケア事業」を実施しています。

産後ケアの種類には、「宿泊型」「通所型」「訪問型」があります。

対象者

田辺市に住民登録のある、産後1年未満の、産後ケアを希望するお母さんと赤ちゃん

- ※ 感染性疾患に罹患している方、入院加療等医療が必要な方は利用できません
- ※ 流産・死産等を経験された1年未満の方も、ご利用いただけます

ケアの内容

お母さんの産後の体調や授乳に関する相談、乳房ケア、赤ちゃんのお世話に関する相談や育児手技等アドバイス、赤ちゃんの健康状態チェックや哺乳量の確認等

※ 医療行為や託児は行えません

サービスの形態

	宿泊型	通所型 (デイサービス)	訪問型 (アウトリーチ)
利用期間	産後1年未満 (施設によって受け入れ可能な月齢が異なります)		
利用時間	施設と本人とでご相談	2～3時間	概ね 60～90 分程度
利用上限回数	7日まで (最大6泊7日) ※分割利用可	合わせて 14 回まで	

※ 同日に、複数利用することはできません

NEW 利用料の減免がはじまりました

※ 利用料の減免は、産後ケアの種類 (宿泊型・通所型・訪問型) に関らず1日1枚の利用で、減額の持越し・分割は出来ません

○課税世帯 上限 2,500 円/回を最大5回まで 【補助券 桃色】

※ 補助券5回分の利用以降は、通常の利用料金となります。

○非課税世帯・生活保護受給世帯 上限 5,000 円/回まで 【利用券 黄色】

※ 1 非課税世帯・生活保護世帯の方は、世帯全員の「非課税証明書」「生活保護受給証明書」の提出が必要です。

利用料金

※産後ケア事業の利用時には自己負担が必要です。ご予約の際に、施設にご確認下さい。

1日あたりの利用料金	減免	宿泊型 (別途実費有)	※2 ※3	通所型 (デイサービス)	訪問型 (アウトリーチ)
課税世帯 【利用券白色】	無 【補助券無】	2,500 円		800 円	800 円
	有 【補助券桃色】	0 円 利用料無料		0 円 利用料無料	0 円 利用料無料
非課税世帯・ 生活保護受給世帯	有 【利用券黄色】	0 円 利用料無料 (上限 5,000 円/回まで補助有)		0 円 利用料無料	0 円 利用料無料

※2 宿泊の利用日数と金額の数え方 1泊2日→2日分の料金となります

※3 宿泊の自己負担＝(1日当たりの利用料金×日数)＋施設ごとの食費等その他実費 (裏面の施設一覧参照)

申請～利用の流れ

※ 申請時・利用時は、母子健康手帳が必要です

① 申請 産後、本人またはご家族が、田辺市健康増進課または各行政局住民福祉課へお越し願います。

※ 1 非課税世帯・生活保護受給世帯の方は、必要書類の提出が必要です。

② 課税状況に応じた利用券・補助券を貰う

利用券：宿泊 7 日分・通所と訪問合わせて 14 回分

補助券：課税世帯のみ 5 回分発行

※ 税区分が変更になった場合は、お知らせください

③ 予約 希望する施設にご自身で予約を入れて下さい。予約状況によりご希望に添えない場合もございます。

④ 当日 必ず利用券または補助券と母子健康手帳を持参いただき、施設に必要な自己負担金をお支払い下さい。

利用できる施設一覧は裏面